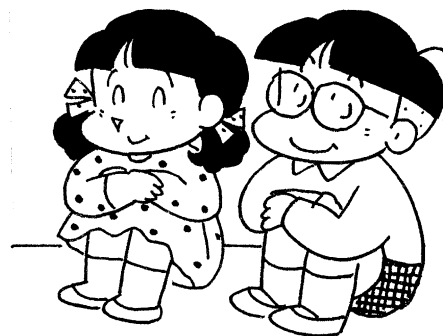




平成15年度、地方公共団体の組織、運営などについて規定している地方自治法が改正されて、「指定管理者制度」ができました。指定管理者制度は、市民の皆さんが利用されている市の施設を、民間の事業者やNPO法人、ボランティア団体などでも管理できるようにするものです。将来的には、市民の皆さんが組織した団体などでも施設の管理ができて、公共のサービスがいろいろな形で実現できる制度です。

# 指定管理者制度

## って何？



Q どうして「指定管理者制度」ができたのですか？

A 市の施設管理という公共サービスに民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の節減などを図るためです。

Q 市の施設は、すべて対象になるのですか？

A 市の施設のうち、「公の施設」が対象です。公の施設とは、市民福祉を増進させる目的で作り、市民の皆さんに利用をさせていただく施設のことをいいます。たとえば、市民会館、保育園、児童館、勤労福祉会館、ユトリナ蒲郡、水族館、公園、駐車場、図書館、市民体育センター、博物館などの施設が該当します。

Q 現在、市の施設の管理はどうなっていますか？

A 保育園、図書館、博物館など市が直接管理しているものと、市民会館、勤労福祉会館など市の外郭団体（都市施設管理協会、社会福祉協議会など）に管理をお願いしているものがあります。

Q 今後はどう変わっていくのですか？

A 市の施設のうち、公の施設は、民間の事業者、NPO法人やボランティア団体などにも管理をしていただくことが可能となります。施設の性質や、市民の皆さんの利用状況などを考えながら、安心して利用ができる管理方法を検討していきます。

Q 市の直営する施設は、なくなるのですか？

A 指定管理者に施設管理をお願いする施設もありますし、市が引き続き直営していく施設もあります。

Q いつから制度が変わるのですか？

A 平成17年度中に、直営にするか指定管理者にするかを慎重に検討した上で、施設の設置管理条例などを改正し、指定管理者を指定する議案を市議会に提出する予定です。実施は、平成18年4月からの予定です。